

地方行政制度を通じた「分区統治」の実施

天理大学国際学部教授
山本 和行 Kazuyuki Yamamoto

本連載の(10)でまとめたとおり、1942年1月に香港占領地総督部(以下、総督部)が設置され、占領統治のための行政組織が発足し、あわせて、各種の諮問機関として「華民代表会」および「香港華民各界協議会」が設置され、現地の人々を日本による統治体制のなかに組み込んでいく形が、占領統治開始早々に作られていった。これにより、占領統治の行政的な体裁は徐々に整備されていくこととなったが、こうした動きと並行して、総督部は新たに地方行政組織の構築を試みていった。それが、「地区事務所」および「区役所」の設置であった。

まず、「地区事務所」の設置については、1942年4月16日施行の「地区事務所規程(香督令第13号)」に基づいておこなわれた。⁽¹⁾規程の第1条には、「香港地区事務所」、「九龍地区事務所」、「新界地区事務所」の3カ所を設置すると定められ、第3条に所長の職務として、「所長は総務長官の指揮監督を承け、総督の命令を執行し、部内の行政事務を管理する」と定められている。また、各地区事務所内には「総務係」、「経済係」、「衛生係」を置くことと定め(第6条)、総務係は「一般庶務」、「会計」、「学事宗教」、「その他、ほかの係に属さない事項」を担うとされている(第7条)。加えて、「島嶼およびその他交通不便の地」には「地区事務所出張所」を置くことと定められている(第12条)。

続いて、1942年7月20日に公布・施行された「区政実施(香督令第26号)」によって、「区」、「区事務所(区役所)」、「区会」の設置が定められた。第1条に「区は香港占領地総督(以下総督とする)が発布する命令に基づき区に属する事務を処理する」とされ、第9条に「区内住民は区事務所に必要な費用および総督の命令に基づき区の負担に属する費用を分担して処理する義務を負う」と定められた。また、「区長の諮問に応じるために各区ごとに区会を設置する」(第5条)とし、「区長は区の歳出入予算および区内の住民の権利義務に関する重要事項について区会に諮問する」(第6条)ものとされた。あわせて、同日に公布・施行された「区の名称・位置・管轄区域指定(香督令第27号)」に基づき、以下の区域が設けられた。

香港地区事務所管内(12区): 中区、西区、水城区、山王区、藏前区、東区、春日区、青葉区、銅鑼湾区、筲箕湾区、元港区、赤柱区

九龍地区事務所管内(9区): 鹿島区、元区、青山区、大角区、香取区、湊区、山下区、荃湾区、啓徳区

新界地区事務所管内(7区): 大埔区、元朗区、沙田区、沙頭角区、新田区、西貢区、上水区

こうした新たな区域の設定を含む地方行政制度の創設について、小林英夫・柴田善雅は、以下のように評している。⁽²⁾

これはそれ以前のイギリス統治の時代にはない行政機構だった。それまでであった地方行政機構を再編成して日本軍が活用したという事例は朝鮮、台湾、「満州」、中国占領地

そして南方占領地で枚挙にいとまがないが、太平洋戦争時期にこのような地方行政機構を新設したというのは香港において他に事例はない。

また、關禮雄は、新たな区域設定のもつ植民地的な意味について、以下のように指摘している。⁽³⁾

香港人にとってもっとも見過ごせない、また慣れないことであったのは、いくつかの地区や街が日本的な名称に変更されたことであった。たとえば、鵝頸区は「春日区」に、跑馬地は「青葉区」に、紅磡は「山下区」に、九龍塘は「鹿島区」に、皇后大道は「明治通」に、徳輔道は「昭和通」に、干諾道は「住吉通」に、彌敦道は「香取通」などに変わった。こうしたやりかたは、統治者が香港に君臨し、その占領地としての意味を強調することを示すものであったというほかない。

前段の小林英夫・柴田善雅の評価はやや香港の事例を強調しすぎているきらいがあるが、日本統治における地方行政制度の創設と既存の制度の利用・再編は日本による台湾統治以降の占領統治のなかでおこなわれてきたことであり、關禮雄が指摘する新たな区域設定と名称変更についても同様におこなわれてきたことである。それまでの地域的な文脈とは異なる形で、統治者が植民地統治・占領統治に都合の良いように行政制度・地方制度を新設・改編することで生じるこうした事態は、植民地統治・占領統治による強制的な社会的断絶を象徴しているという意味で、まさに「植民地的」な事態であるといえる。したがって、關禮雄がこのような地方行政制度を「分区統治」の成立であるとして、以下のように指摘していることは、この制度の植民地性を的確に言い当てているといえるだろう。⁽⁴⁾

日本人が香港占領地で進めた区制は、「以華制華」を通じて香港住民を統治する手段にほかならず、一般的な通常の政府管理下の体制ではなかった。統治者は区制を通じて、彼らの一方的な、上意下達の命令伝達を可能にした。日本人統治者の立場からすれば、区制は彼らの大きな助けとなった。ただ、香港市民からすれば、メリットはなにひとつなかった。

こうした行政制度を基に、日本による占領政策は遂行されていくこととなった。

[註]

(1) 香港占領地総督部公佈《香督令特輯》(亞洲商報社、1943年)。なお、本資料はすべて中国語で書かれているため、本文中に引用した条文はすべて筆者が日本語に訳した。

(2) 小林英夫・柴田善雅『日本軍政下の香港』(社会評論社、1996年)、78～79頁。

(3) 關禮雄《日佔時期的香港(増訂版)》(三聯書店、2015年)、153頁。なお、原著は中国語で書かれているため、引用に際しては筆者が日本語に訳した。

(4) 同上書、156頁。